

# 税理士が親切・丁寧に お答えいたします



## 相談を受けていただける方

- ①前年分の所得金額が300万円以下の方（消費税課税事業者の場合は、課税売上高が3,000万円以下であること）
- ②給与所得者や年金受給者など



## 相談を受けていただけない方

- ①税理士または税理士法人が関与している方
- ②所得金額や課税売上高が高額な方
- ③相談時間が30分を超えるような事案が複雑な方

## ご来場の皆様へのお願い事項

- ・筆記用具や電卓などの計算機器を必ずお持ちください。
- ・体調がよくない場合は入場をお控えください。

